

契 約 書 （案）

広島県を甲とし、〇〇〇〇 を乙とし、〇〇〇〇 を丙として、甲、乙及び丙は、次のとおり賃貸借契約を締結した。

（目的）

第1条 第1条 乙は、丙から次の物件（以下「貸付物件」という。）を取得した上で甲に賃貸し、甲は、これを賃借することを約した。

名 称	数 量 等
広島県公立大学法人職員用事務パソコン一式賃貸借 （詳細は、別紙仕様書に記載のとおり）	1 式

（賃貸借の期間）

第2条 この契約の期間は、令和7年11月1日から令和12年10月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、令和8年度以降において、当該貸付物件の賃借料の支払に係る甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、甲は契約を解除することができるものとする。

（賃借料）

第3条 貸付物件の賃借料は、月額金〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（賃借料の支払）

第4条 乙は、1か月ごとにその期間満了後の賃借料を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払うものとする。

2 甲は、前項の支払期限までに乙に賃借料を支払わないときは、甲は、乙に支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの遅延日数1日に応じて、未払の賃借料につき年2.5パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した額の遅延利息を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（保険）

第6条 乙は、貸付物件の賃貸借期間中、必要な保険料を負担するものとする。

（貸付物件の移転等）

第7条 甲は、貸付物件の移転を必要とするときは、その旨を事前に乙及び丙へ通知する。この移転に要した費用は甲の負担とする。

（保守業務）

第8条 乙は契約期間中、乙の負担において、仕様書に定める保守業務を行うものとする。

（納入、調整及び検査）

第9条 乙は、令和7年10月31日までに、甲の指示に従い物品の搬入、据付を行うとともに、

仕様書に定めるその他の必要な調整を完了し、物品を完全に使用できる状態で甲に引き渡し、甲の検査を受けるものとする。

2 前項の場合、納入物品が検査に合格しないときは、乙は、その負担で現品を取り替えるか、又は甲に指示に従うものとする。

3 物品の搬入、据付及び調整に要する経費は、乙の負担とする。
(天災などによる履行不能)

第 10 条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、納入期限までに物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、この指示を受けるものとする。
(権利譲渡の禁止)

第 11 条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は、契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
(秘密の保持)

第 12 条 乙及び丙は、この契約の履行に関して知り得た事実を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 乙及び丙は、自己の使用人その他の関係人に、前項の規定を遵守させなければならない。

3 個人情報の取扱いについては広島県個人情報取扱委託基準に準ずる。

4 派遣労働者などに業務を行わせる場合は労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するなどの措置をとること。

第 13 条 乙及び丙は、この契約の履行に当たっては、(別記 1)「機密情報取扱特記事項」を守らなければならない。
(個人情報の保護及び情報セキュリティ)

第 14 条 乙及び丙は、この契約の履行に当たっては、(別記 2)「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 乙及び丙は、この契約の履行に当たって個人情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、(別記 3)「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。
(損害賠償)

第 15 条 甲、乙又は丙は、自己の責めに帰すべき理由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
(催告解除)

第 16 条 甲は、乙又は丙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 第 1 項の規定により契約が解除された場合においては、乙又は丙は、第 2 条に記載の賃貸借の期間の月数に第 3 条に記載の賃借料の月額を掛けた額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、解除の原因がこの契約及び取

引上の社会通念に照らして乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

- 4 甲は、第1項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、前項の違約金の額を超える損害が甲に発生した場合、甲は、乙又は丙に対して、その超過額の支払を請求することができる。
- 5 甲は、本条各項の規定により本契約を解除した場合、それにより乙又は丙に損害が生じて、何ら賠償責任を負わない。

(無催告解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。

- (1) 債務の全部が履行不能であるとき。
 - (2) 乙又は丙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙又は丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙又は丙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙又は丙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部が履行不能であるとき。
 - (2) 乙又は丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。
- 4 前条第3項から第5項までの規定は、第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 乙又は丙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 乙又は丙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙又は丙(乙又は丙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙又は丙でない者に対して行われた場合であって、これ

らの命令において、この契約に関し乙又は丙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 第16条第3項から第5項までの規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 乙又は丙の役員等（乙又は丙が個人である場合にはその者を、乙又は丙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 乙又は丙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙又は丙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、乙又は丙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙又は丙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙又は丙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙又は丙に対して当該契約の解除を求め、乙又は丙がこれに従わなかったとき。

2 第16条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第20条 乙又は丙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙又は丙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙又は丙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（損害金の予定）

第21条 甲は、第18条第1項及び第2項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、第2条に記載の賃貸借の期間の月数に第3条に記

載の賃借料の月額を掛けた額の 10 分の 2 に相当する金額の損害金を甲が指定する期間内に支払うよう乙又は丙に請求するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前 2 項の規定は、第 2 条に記載の賃貸借の期間が終了した後も適用されるものとする。
(貸付物件の返還)

第 22 条 甲は、賃貸借期間が満了したとき又は第 2 条第 2 項若しくは第 16 条から第 19 条までの規定によりこの契約が解除されたときは、貸付物件を速やかに返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用は、乙の負担とする。

(実地調査など)

第 23 条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙又は丙に対し、乙又は丙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙又は丙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から 5 年間は、同様とする。

(疑義の解決)

第 24 条 この契約の履行について疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(管轄)

第 25 条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島市南区宇品東一丁目 1 番 7 1 号
広島県公立大学法人.
理事長 鈴木 典比古

乙

丙

(別記1) 第13条関係

機密情報取扱特記事項

(定義)

第1 本特記事項において、「本業務」とは、「広島県公立大学法人職員用事務パソコン一式賃貸借」をいう。

2 本特記事項において「本機密情報」とは、本業務を通じて、乙及び丙が甲から開示を受けた一切の情報を意味し、次に掲げるものをいう。

- (1) 甲から乙及び丙に貸与された一切の資料受諾
- (2) 前号の複製・要約・その他二次的資料
- (3) 電子メールやFAX、郵便物、電子掲示板などの通信履歴
- (4) 業務遂行に際し作成された一切の資料
- (5) 上記に含まれる個人情報

3 前項の情報のうち、次に該当する情報は、この契約の適用外とする。

- (1) 乙及び丙が甲より開示を受けた時点で、既に公知となっている情報
- (2) 乙及び丙の故意や過失によらず開示後に、適法に公知となった情報
- (3) 甲が乙及び丙に公表することを文書により承諾した情報
- (4) 乙及び丙が機密保持義務を負うことなく正当な第三者から適法に入手した情報
- (5) 乙及び丙が甲より開示を受けた時点で、乙及び丙が機密保持義務を負うことなく既に入手していた情報
- (6) 法令や政府機関又は証券取引所の規則等により開示が要求された情報

(機密保持)

第2 乙及び丙は、本機密情報につき、厳に秘匿し、これらを第三者に開示、漏洩してはならない。

(目的外使用・提供の禁止)

第3 乙及び丙は、本機密情報を甲への本業務に係る活動の目的にのみ使用し、これらを他の目的に用い、又は第三者に提供してはならない。

(機密資料の管理義務)

第4 乙及び丙は、本業務に関して取得した本機密情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の本機密情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 乙及び丙は、契約期間が過ぎた後速やかに、本機密情報を甲に返却するか、甲の指示により破棄するものとする。

(事故発生時における報告等)

第5 乙及び丙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合において、乙及び丙は、甲から立ち入り調査の実施を求められたときは、これに応じるものとする。

(別記2) 第14条第1項関係

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙及び丙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害する事のないよう個人情報を適正に取り扱わねばならない。

(秘密の保持)

第2 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙及び丙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正利用)

第5 乙及び丙は業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理の為に必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 乙及び丙は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 乙及び丙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8 乙及び丙は甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(業務の再委託)

第9 乙及び丙は、甲の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）をする場合には、再委託等の相手方にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるとともに、再委託等の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託等の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

第10 乙及び丙は、甲の承諾を得て再委託等をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第11 乙及び丙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取扱状況の報告及び調査)

第12 甲は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙及び丙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第13 乙及び丙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第14 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙及び丙が負担するものとする。

(別記3) 第14条第2項関係

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1 この特記事項は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとし、受注者はこの契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、この「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(基本的事項)

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者向け情報セキュリティ遵守事項に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持等)

第3 機密の保持等については、次のとおりとする。

- 1 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。
- 2 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。
- 3 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、発注者の学外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっては、受注者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、本契約に際して、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等を別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合には、利用契約先の情報を発注者に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合には、受注者は発注者に対して速やかに報告をするものとする。

(従事者への教育)

第4 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第5 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方にこの特記事項及び受託者向け情報セキュリティ遵守事項を遵守させなければならない。

(再委託等に係る連帯責任)

第6 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第7 受注者が本契約による業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託等の相手方からの回収)

第8 受注者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承認を得て再委託

等の相手方に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができる。受注者はこれに従わなければならない。

(契約解除)

第13 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14 受注者は個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

受託者向け情報セキュリティ遵守事項

(総則)

第1 この情報セキュリティ遵守事項は、受託者が業務を行う際に情報セキュリティを遵守するための細則及び具体的な手順を定めたものである。

(セキュリティ事案発生時の連絡)

第2 発注者が発注した委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は次の対応を行わなければならない。

- 1 発注者の窓口連絡すること。
- 2 最初に事案を認識した時点から、60分以内に発注者に連絡すること。

(ノートPCの持ち出しについて)

第3 ノートPCの持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 持ち出すノートPCには、二要素認証方式を導入していること。
- 2 ノートPCの持ち出し前及び持ち帰り時は、責任者の承認を得ること。
- 3 ノートPCに入れる秘密情報は、データ暗号化による保護を実施すること。
- 4 秘密保持を保持したノートPCを保持したまま、酒席の参加は厳禁とする。
- 5 ノートPCには、必要な情報のみ保存すること。
- 6 ノートPC内の情報は決められたサーバ等に保存し、持ち帰り時は残さず削除すること。

(書類含む情報の持ち出しについて)

第4 書類を含む情報の持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 秘密情報を持ち出す際は、事前に責任者の許可を得ること。
- 2 持ち出し目的の業務に不要な情報は持ち出さないこと。
- 3 持ち出した情報を、置き忘れたり、紛失しないこと。
- 4 秘密情報を所持したまま、酒席の参加は厳禁とする。

(業務用携帯電話・スマートフォンの利用について)

第5 業務用携帯電話・スマートフォンの利用については、次の事項を遵守すること。

- 1 セキュリティロック（端末ロック等）を常時設定すること。
- 2 紛失時に端末を遠隔でロックできる機能（遠隔ロック等）を設定すること。
- 3 ネックストラップやフォルダー等を適切に利用し、紛失防止対策を実施すること。
- 4 発着信履歴及び送受信メール等は、都度削除すること。
- 5 電話帳に個人を特定できるフルネームで登録しないこと。
- 6 カメラ画像については、事前に撮影や取り扱いの確認の上、サーバ等への保存後は速やかに削除すること。

(電子メールの送信について)

第6 電子メールの送信については、次の事項を遵守すること。

- 1 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
- 2 添付ファイルがある場合、暗号化又はパスワード付き圧縮形式にして保護すること。そのパスワードは同じメールに記載せず、別途連絡すること。
- 3 匿名で登録・利用できるメールサービスやファイル交換サービスなど、相手先を確実に特定できないツールを利用した情報の送受信を行わないこと。

(オンラインサービスへの登録禁止)

第7 インターネット上で提供されている地図情報、ワープロ、表計算、スケジュール管理、オンラインブックマーク、データ共有等のサービスへの秘密情報の登録、保持を行わないこと。

【禁止例】

- ・顧客住所を Google マップ（地図サービス）へ登録
- ・設定ファイルや構成図等の Evernote/GoogleDocs/Skydrive への保存
- ・現場写真を Flickr(写真データ共有) に保存
- ・イントラネット内の URL 等をはてなブックマーク（オンラインブックマーク）に登録

電子データの保存等に関する届出書

年 月 日

(住所)

(氏名又は法人名等)

年 月 日付け「広島県公立大学法人職員用事務パソコン一式賃貸借」に係る業務について、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先を次のとおり届け出ます。

1 電子データの保存に使用する媒体等の名称 例 USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク	
2 電子データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地等 例 米国、システム管理に関するログ情報を保管	☐ 日本国内のみ ☐ 日本国外（全部又は一部） (国名) (日本国外に保存する電子データの概要)
3 クラウドサービス等のオンラインストレージの利用の有無 ※ 利用契約先が複数ある場合には、すべて記載してください。	☐ 有 (利用契約先の情報) ア サービス名称 イ 利用契約先の名称 ウ 電子データの物理的保存先に係る情報等 ☐ 無
4 再委託等の有無 ※ 本契約に係る業務に関して電子データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。）。	☐ 有 (再委託先等の名称) (再委託先等に委託する具体的な業務内容) ☐ 無

※ 今回の届出事項に変更があった場合には、再度届出を行ってください。

【注記事項】

- 1 電子データの保存状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、電子データの保存方法について変更を求める場合があります。
- 2 再委託等を行う場合には、あらかじめ受注者の書面による承諾を得る必要があります。
- 3 再委託先等がある場合には、当該再委託先等もこの届出書を提出する必要があります。